

山梨県公報

号外第七十六号

日

平成二十九年
十一月七日

曜
木

定例監査

(1) 監査実施所属、監査実施日及び監査の結果は、平成25年3月5日発行（山梨県公報号外第12号）山梨県監査委員告示第三号とのおり

- (2) 監査の結果、指摘事項及び指導事項があった所属が講じた措置の内容
- | | |
|--------|-------------------|
| 監査対象所属 | 企画県民部 埼東地域県民センター |
| 監査対象期間 | 平成23年7月～平成24年6月 |
| 監査実施日 | 平成24年9月26日、10月30日 |
| 監査の結果 | 講じた措置（又は今後の方針等） |

四 次

監査委員

監査委員

○監査の結果に基づく措置状況……………】

監査の結果に基づく措置状況について通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十九年十一月七日

山梨県監査委員告示第十一号

山梨県監査委員 芦 中 辰 込 辛 沢 孝 孝 正 敏 阮 元 彦 郎 則 隆

同 同 河 村 西 敏 阮 元 彦 郎 則 隆

- (指導事項) 2件 (契約2)
- 1) 東山梨合同舍環境管理業務委託契約において、契約書第5条に実績報告書の提出について規定されているが、定期精査に関する報告が行なわれていなかつた。H24年度の定期精査において、契約書第2条の規定による業務主任者の通知が行なわれていなかつた。
- 2) 東山梨合同舍消防設備保守点検業務委託契約において、契約書第2条の規定による業務主任者の通知が行なわれていなかつた。
- H24年度の契約では消防法の有資格者に業務を從事させることを義務づける条項に改め、先状の写しを提出させた。
- H24年度の契約では消防法の有資格者に業務を從事させることを義務づける条項に改め、先状の写しを提出させている。

監査対象所属	企画県民部 埼南地域県民センター（西八代）
監査対象期間	平成23年7月～平成24年6月
監査実施日	平成24年9月26日、10月22日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

- (指導事項) 1件 (給与1)
- 1) 再任用短時間勤務職員の給与について、支払時期が遅延していた。
- ・本来の支給年月日 平成24年4月16日
 - ・実際の支給年月日 平成24年4月25日

- 1) 通常、再任用職員の給与は、県退職時の支払方法が引き継がれるため、当該職員の給与も本人の口座に振込まれる事となっていた。しかし、退職時の所属が県の外部団体であったため、現金支給となり 現金支給者への給与が一旦振込まれる「給与資金前渡口座」へ滞留してしまい、本人への支給が遅れてしまった。
- 今後はこのようなことが起らぬよう、に給与基本台帳や給与明細書で現金支給者を把握するとともに、支給日に給与資金前渡口座の記載を行う。また再任用職員がいる場合は、関係所属への確認を行う。

監査対象所属	企画県民部 総合理工学研究機構
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月
監査実施日	平成24年10月23日、11月28日

- (指導事項) 1件 (契約1)

1) 平成24年度の公用車用ガソリンの単価契約において、予定価格調書の作成を省略していたが、支出負担行為において「内容欄に記載された車両を予定価格とする」旨の記載がなかった。

1) 支出負担行為同じに、「内容欄に記載された単価を予定価格とする」旨の記載を行った。今後は、支出負担行為作成時の確認及び決裁過程での確認を徹底し、事務処理に遺漏のないよう努めていく。

監査対象所属	総務部 総合県税事務所	
監査実施日	平成23年9月～平成24年8月	
監査の結果	平成24年11月28日、平成25年1月23日	
(指導事項)	講じた措置（又は今後の方針等）	
1件 (収入1)	1) 蔡入について、次のとおり収入未済があった。 県税に係る過年度分 平成23年度決算時 平成24年度未現在 旧法による税 料理飲食等消費税 495,022円 軽油引取税 2,222,153円 [間接税] 軽油引取税 29,399,747円 合 計 2,362,093,066円 個人県民税 27,838,362円 個人事業税 66,534,982円 法人事業税 38,667,643円 不動産取得税 324,314,434円 自動車税 328,122,205円 鉱区税 80,000円 合 計 3,179,767,554円	1) 毎年度策定している「税収確保対策」に基づき、微収率向上と滞納額縮減を目指し掲げ、職員一丸となって次のとおり取り組んでいる。 ○課税段階の対策としては、円滑な納税を促進するために、電話や文書等により課税内容の説明を行うとともに、コンビニ収納の利用拡大や年末納税相談の実施など、納税環境の充実に努めている。また、未納者に対する督促状等で早期納税を促すとともに、資金繰りや経営状況などの情報を収集して徴収部門と連携を図るなど、早期の対応を図っている。 ○滞納者への対策としては、回数を増やして早期に文書催告を行うとともに、徹底した財産調査による差し押さえと迅速な換価、インターネット公売や不動産公売の実施など、滞納整理の一層の強化に努めている。特に、高額滞納者への搜査を積極的に実施し、滞納額超過の圧縮に取り組んでいる。 ○県税の滞納額の約3/4を占める個人県民税については、市町村との共同文書催告をはじめ、県が引き継いで滞納処分を行いう「地方税法第48条による直接徴収」を今年度から本格的に導入し、成果を上げている。

監査対象所属	福保健部 中北保健福祉事務所(岐北支所)
監査対象期間	平成23年7月～平成24年6月
監査実施日	平成24年9月20日、10月30日
(指導事項)	講じた措置（又は今後の方針等）
2件 (収入1、支出1)	1) 蔡入について、次のとおり収入未済があった。 ①母子福祉資金貸付金償還金 過年度分 4,994,398円 平成24年度分 129,600円 合計 先数 5件 5,123,998円
[特別会計]	①母子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 85,813,505円 平成24年度分 1,530,547円 合計 先数 166件 87,344,052円
[特別会計]	②母子福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 1,051,486円 平成24年度分 5,739円 合計 先数 46件 1,057,225円
[特別会計]	③寡婦福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 11,304,421円 平成24年度分 24,029円 合計 先数 18件 11,328,450円
[特別会計]	④寡婦福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 8件 414,498円 ⑤母子福祉資金違約金 過年度分 先数 7件 72,828円
[特別会計]	合計 5,097,998円（△26,000円）
[特別会計]	①母子福祉資金貸付金償還金〔元金〕 過年度分 4,968,398円（△26,000円） 平成24年度分 129,600円（増減なし）
[特別会計]	合計 5,097,998円（△26,000円）
[特別会計]	②母子福祉資金貸付金償還金〔利子〕 過年度分 82,719,032円（△3,094,473円） 平成24年度分 1,435,344円（△95,203円）
[特別会計]	合計 84,154,376円（△3,189,676円）
[特別会計]	③寡婦福祉資金貸付金償還金〔元金〕 過年度分 1,013,774円（△37,712円） 平成24年度分 5,416円（△323円） 合計 1,019,190円（△38,035円）
[特別会計]	④寡婦福祉資金貸付金償還金〔利子〕 過年度分 10,879,941円（△424,480円） 平成24年度分 24,000円（△29円） 合計 10,903,941円（△424,509円）
[特別会計]	⑤母子福祉資金違約金 過年度分 388,329円（△26,169円） 過年度分 69,828円（△3,000円）
[特別会計]	2) 財務会計システムと母養システムの収入未済額の差異について 平成25年2月26日に財務会計システムの修正を行い、差異を解消した。
監査対象期間	平成23年7月～平成24年6月
監査実施日	平成24年9月18日、10月19日
(指導事項)	講じた措置（又は今後の方針等）
2件 (収入1、支出1)	1) 当該収入未済事案について、債務者が遠隔地に居住しているため電話及び文書に

平成 19 年度分 先数 1 件 2,600 円	過年度分収納額 65,000 円 平成 24 年度分収納額 0 円
	納処分を行ったために債務者の財産調査を実施したが、滞納処分を行うことができる財産を把握することはできず、平成 25 年 2 月 12 日に消滅時効期間が到来したことから、山梨県滞納債権処理方針に基づき不納欠損処分の手続きを行うこととした。
2) 愛育班員全国大会への参加負担金に係る資金前渡の精算において、財務規則第 72 条第 2 項に定める 5 日を超えて精算されていた。	2) 事務の終了後 5 日以内に資金前渡の精算を行うことを改めて全職員に周知徹底するとともに、会計事務自己点検表を活用して適正な運用を図っている。
監査対象所属 福祉保健部 岐東保健福祉事務所	監査対象期間 平成 23 年 7 月～平成 24 年 6 月
監査実施日 平成 24 年 9 月 25 日、10 月 30 日	監査の結果 講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 2 件 (収入 2)	(指導事項) 3 件 (収入 2 、支出 1)
1) 嶺入について、次のとおり収入未済があった。 [一般会計] ①父子福祉資金貸付金償還金 過年度分 先数 1 件 1,024,800 円	1) 嶺入について、次のとおり収入未済があった。 [一般会計] ①生活保護費返還金 過年度分 23,597,819 円 平成 24 年度分 422,816 円 合計 先数 22 件 24,020,635 円 ②住宅手当緊急特別措置事業返還金 平成 22 年度分 先数 1 件 16,200 円 [特別会計] ①父子福祉資金貸付金償還金 過年度分 4,440,340 円 平成 24 年度分 84,924 円 合計 先数 10 件 4,525,264 円
2) 母子福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 10,871,936 円 平成 24 年度分 31,730 円 合計 先数 23 件 11,183,666 円 ③寡婦福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 先数 5 件 233,486 円 平成 24 年度分 1,922,850 円 合計 先数 2 件 1,975,950 円 平成 22 年度分 先数 1 件 4,775 円	2) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の収入未済について、財務システム上の金額と所属で管理している台帳(母寡システム)の金額に差異が生じていた。
○収入未済の状況(平成 24 年度末現在) [一般会計] ①父子福祉資金貸付金償還金 過年度分収納額 1100,000 円 未収 先数 1 件 924,800 円	2) 母子福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分収納額 834,024 円 平成 24 年度分不納欠損額 863,444 円 未収 先数 19 件 9,471,365 円 ②母子福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分収納額 4,915 円 未収 先数 3 件 45,892 円 ③寡婦福祉資金貸付金償還金(元金)

過年度分収納額 65,000 円 平成 24 年度分収納額 0 円	
④母子福祉資金貸付金 未収 先数 2 件 1,910,950 円	
平成 22 年度分収納額 4,775 円 未収 先数 0 件 0 円	
2) 財務会計システムと母寡システムの収入未済額の差異について 平成 25 年 2 月 21 日に財務会計システムの修正を行い差異を解消した。	
監査対象所属 福祉保健部 岐南保健福祉事務所	
監査対象期間 平成 23 年 7 月～平成 24 年 6 月	
監査実施日 平成 24 年 9 月 14 日、10 月 26 日	
監査の結果 講じた措置(又は今後の方針等)	
(指導事項) 3 件 (収入 2 、支出 1)	
1) 嶺入について、次のとおり収入未済があった。 [一般会計] ①生活保護費返還金 過年度分 23,597,819 円 平成 24 年度分 422,816 円 合計 先数 22 件 24,020,635 円 ②住宅手当緊急特別措置事業返還金 平成 22 年度分 先数 1 件 16,200 円 [特別会計] ①父子福祉資金貸付金償還金 過年度分 4,440,340 円 平成 24 年度分 84,924 円 合計 先数 10 件 4,525,264 円	1) 指導事項に係る収入未済額については、次の措置を講じておき、引き続き収入未済額の縮小に向け取組みを強化していく。 [一般会計] ①生活保護費等返還金について、平成 18 年の出先機関の再編により他所から当事務所に引き継がれた債権が多い中、過年度分の債権から回収に努めているところである。回収可能な債権については分納等により毎月納付書を送付し回収に努めている。また、回収が困難な債権については、ハローワーク等と連携し、就労支援を行っている。時効が完成している債権のうち 2 月には時効がされたものについて、不納欠損の処理を行った。
○収入未済の状況(平成 24 年度末現在) [一般会計] ①父子福祉資金貸付金償還金 過年度分収納額 1100,000 円 未収 先数 1 件 924,800 円	2) 生活保護費返還金については、平成 18 年の出先機関の再編により他所から当事務所に引き継がれた債権が多い中、過年度分の債権から回収に努めているところである。回収可能な債権については分納等により毎月納付書を送付し回収に努めている。また、回収が困難な債権については、ハローワーク等と連携し、就労支援などにより債務者の理解が得られるよう説明し、債権回収にあたっている。今年度中の回収状況は次のとおりである。 (平成 24 年度末現在) 過年度分未収金 → 債権回収額 先数 2 件 41,000 円 平成 24 年度分未収金 先数 3 件 487,943 円 ②住宅手当緊急特別措置事業返還金について、回収が困難な状況である。 2) 過年度収入未済のうち、既に地方自治法の規定に基づく消滅時効が完成しているものの 3 件について、平成 25 年 2 月 18 日付けで不納欠損処分の事務手続きは終了した。また、今後は消滅時効が完成したものについては、早急に不納欠損処理の手続きを行う。

3) 研修の受講料について、資金前渡で支出していったが、支払予定日の20日前に資金前渡職員の口座に振替支出していた。資金の交付時期については、資金の保管期間が長期間とならないようにする必要がある。	3) 当該職員は講座の前日の支払い(口座振込)と考えていたが、支出命令書の作成の際に支払日の指定をしなかったことが原因である。このことから作成した職員のみでなく、所内体制において財務書類等をチェックするよう徹底を図った。
--	--

監査対象所属	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所																						
監査対象期間	平成23年7月～平成24年6月																						
監査実施日	平成24年9月27日、10月24日																						
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)																						
(指導事項) 2件 (収入1、物品1)	<p>1) 蔓入について、次のとおり収入未済があった。 【一般会計】</p> <table border="0"> <tr> <td>①父子福祉資金貸付金償還金</td> <td>過年度分 先数 2件 823,300円</td> </tr> <tr> <td>②生活保護費返還金</td> <td>過年度分 先数 3件 2,027,098円</td> </tr> </table> <p>[特別会計]</p> <table border="0"> <tr> <td>①母子福祉資金貸付金償還金(元金)</td> <td>過年度分 20,375,872円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度分 730,702円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計 先数 33件 21,106,574円</td> <td></td> </tr> </table> <p>②母子福祉資金貸付金償還金(利子)</p> <table border="0"> <tr> <td>過年度分 410,649円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成24年度分 1,314円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計 先数 11件 411,963円</td> <td></td> </tr> </table> <p>③寡婦福祉資金貸付金償還金(元金)</p> <table border="0"> <tr> <td>過年度分 先数 7件 3,474,136円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④寡婦福祉資金貸付金償還金(利子)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>過年度分 先数 6件 177,641円</td> <td></td> </tr> </table> <p>2) 貨物品である印刷機1台及びパソコン1台について、山梨県財務規則第168条に規定する占有物品払出調書が作成されていなかった。</p>	①父子福祉資金貸付金償還金	過年度分 先数 2件 823,300円	②生活保護費返還金	過年度分 先数 3件 2,027,098円	①母子福祉資金貸付金償還金(元金)	過年度分 20,375,872円	平成24年度分 730,702円		合計 先数 33件 21,106,574円		過年度分 410,649円		平成24年度分 1,314円		合計 先数 11件 411,963円		過年度分 先数 7件 3,474,136円		④寡婦福祉資金貸付金償還金(利子)		過年度分 先数 6件 177,641円	
①父子福祉資金貸付金償還金	過年度分 先数 2件 823,300円																						
②生活保護費返還金	過年度分 先数 3件 2,027,098円																						
①母子福祉資金貸付金償還金(元金)	過年度分 20,375,872円																						
平成24年度分 730,702円																							
合計 先数 33件 21,106,574円																							
過年度分 410,649円																							
平成24年度分 1,314円																							
合計 先数 11件 411,963円																							
過年度分 先数 7件 3,474,136円																							
④寡婦福祉資金貸付金償還金(利子)																							
過年度分 先数 6件 177,641円																							
(指導事項) 3件 (収入2、支出1)	<p>1) 蔓入について、次のとおり収入未済があった。</p> <table border="0"> <tr> <td>児童入所施設等借入料による過払い分の返還金</td> <td>過年度分 先数 2件 93,520円</td> </tr> </table> <p>2) 児童入所施設等借入料による過払い分の収入未済金の回収に努め、債権管理の適正化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子福祉資金貸付金 回収済み 1,451,722円 ・寡婦福祉資金貸付金 回収済み 58,000円 ・父兄福祉資金貸付金 回収済み 99,000円 ・収入未済 先数 2件 724,300円 <p>生活保護費返還金についても、文書や訪問で督促し分割の納付を約束するも不履行な状態が続いている。今後も継続して未収金の回収に努める。</p> <p>3) 一時保護所の所外活動に要する経費として支出した前渡資金の精算において、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。</p>	児童入所施設等借入料による過払い分の返還金	過年度分 先数 2件 93,520円																				
児童入所施設等借入料による過払い分の返還金	過年度分 先数 2件 93,520円																						
監査対象所属	福祉保健部 都留児童相談所																						
監査対象期間	平成23年10月～平成24年9月																						
監査実施日	平成24年12月13日																						
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)																						
(指導事項) 2件 (収入1、支出1)	<p>1) 蔓入について、次のとおり収入未済があった。</p> <table border="0"> <tr> <td>児童福祉施設費負担金</td> <td>過年度分 449,722円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度分 44,000円</td> <td></td> </tr> </table> <p>合計 先数 11件 493,722円</p>	児童福祉施設費負担金	過年度分 449,722円	平成24年度分 44,000円																			
児童福祉施設費負担金	過年度分 449,722円																						
平成24年度分 44,000円																							

監査対象所属	福祉保健部 甲陽学園				
監査対象期間	平成23年10月～平成24年9月				
監査実施日	平成24年12月4日、平成25年1月18日				
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)				
(指導事項) 2件 (収入1、支出1)	<p>1) 蔓入について、次のとおり収入未済があった。</p> <table border="0"> <tr> <td>児童福祉施設費負担金</td> <td>過年度分 449,722円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度分 44,000円</td> <td></td> </tr> </table> <p>合計 先数 11件 493,722円</p>	児童福祉施設費負担金	過年度分 449,722円	平成24年度分 44,000円	
児童福祉施設費負担金	過年度分 449,722円				
平成24年度分 44,000円					
(指導事項) 3件 (収入1、支出1、契約1)	<p>1) 蔓入について、次のとおり収入未済があった。</p> <table border="0"> <tr> <td>児童福祉施設費負担金</td> <td>過年度分 449,722円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度分 44,000円</td> <td></td> </tr> </table> <p>合計 先数 11件 493,722円</p>	児童福祉施設費負担金	過年度分 449,722円	平成24年度分 44,000円	
児童福祉施設費負担金	過年度分 449,722円				
平成24年度分 44,000円					

監査対象所属	福祉保健部 中央児童相談所
監査対象期間	平成23年10月～平成24年9月
監査実施日	平成24年12月6日、平成25年1月17日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 3件 (収入1、支出1、契約1)	<p>1) 公衆電話業者の受託手数料等の調定に遅延しているものがあった。</p> <p>2) 福祉プラザエレベーター点検業務委託料の支払において、財務規則第57条に規定されている請求書に記載すべき請求年月日のないものにより支払を行っていた。</p>
(指導事項) 3件 (平成23年12月～平成24年9月)	<p>1) 遅延が生じないよう、チェックを確實に行って、受託手数料の調定について適正な事務処理を行う。</p> <p>2) 請求書受領時に記載漏れがないか確認すると共に、支払時には再度チェックを行う。</p>
(指導事項) 3件 (平成23年10月～平成24年9月)	<p>1) 平成23年度10月～3月分の新聞購読料が未払いとなつておらず、翌年度に過年度支出としていることとみなして、翌年度に支払を終えている。今後はこのようなことがないように、確認作業を執行するとともに、引継ぎを的確に行う。</p>

監査対象所属	福祉保健部 あけぼの医療福祉センター
監査対象期間	平成 2 3 年 1 0 月～平成 2 4 年 9 月
監査実施日	平成 2 4 年 1 2 月 1 2 日、平成 2 5 年 1 月 1 4 日 講じた措置（又は今後の方針等）
監査の結果	<p>(指導事項) 1 件 (その他 1)</p> <p>1) 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について不適切な事務処理が多數あった。</p> <p>指導事項に該当するもの</p> <p>7 件 (収入 3 、重点 1 、給与 1 、支出 1 、財産 1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>ア 児童福祉施設費負担金</p> <p>過年度分 8,004,175 円 平成 24 年度分 210,828 円 合計 先数 16 件 8,215,003 円 イ あけぼの医療福祉センター使用料 過年度分 2,966,443 円 平成 24 年度分 574,147 円 合計 先数 43 件 3,540,590 円</p> <p>2) 児童福祉施設費負担金及び未済の回収率が低く、支給手当相当額の算出に誤りがあった。</p> <p>3) 財産の登録登記が不適切で、未収金額が少なかった。</p> <p>4) 年度別債務者別収入未済額が算出されなかった。</p> <p>5) 勤職員の通勤手当相当額の算出において、非常勤職員の取扱いが定められていなかった。</p> <p>6) 診療材料購入経費の支出事務において、既</p>

監査対象所属	福祉保健部 育精福祉センター
監査対象期間	平成 2 3 年 1 0 月～平成 2 4 年 9 月
監査実施日	平成 2 4 年 1 2 月 1 1 日、平成 2 5 年 1 月 2 3 日 講じた措置（又は今後の方針等）
監査の結果	<p>(指導事項) 3 件 (収入 1 、契約 1 、物品 1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>①児童福祉施設費負担金 過年度分 287,461 円 平成 24 年度分 162,280 円 合計 先数 13 件 449,741 円 ②育精福祉センター使用料 過年度分 476,797 円 平成 24 年度分 66,230 円 合計 先数 3 件 543,027 円 ③雑入 現年分 ▲ 170,600 円 b. センター使用料 過年度分 ▲ 178,584 円 現年分 ▲ 172,902 円</p> <p>2) 出納局会計課と公法上の債権の不納欠損処理について具体的な事務処理方法等の協議を進めている。</p> <p>3) 習慣状況の発付状況を再確認し、納期限後 20 日以内に発付するよう改善した。</p> <p>契約商品の見直しに伴い、金額及び購入数量に係る支出負担行為変更問い合わせられていて、その後の当該変更内容の取り消しに伴う変更の支出負担行為が作成されていなかった。</p> <p>7) 郵便ポスト、現金自動引出機、看板及び自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため誤りがあり、過大に調定していた。</p> <p>7) 算算誤りの理由は、積算の基礎となる財産台帳の土地価格について、評価替えに伴う動産亮機の設置を目的とした行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため誤りがあり、過大に調定を行った。</p>

監査対象所属	福祉保健部 富士ふれあいセンター	図った。現在は会計事務自己点検表を随时チェックするなどして、同様なミスを起こさないよう最大限の注意を払って事務の執行を行う。
監査対象期間	平成23年10月～平成24年9月	
監査実施日	平成24年1月7日、平成25年1月18日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
(指導事項) 1件 (財産1)	1) 自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料の算定において、1平方メートル当たりの建物価格に誤りがあり、過小に徴収していた。	1) 平成24年度行政財産使用料について、適正な金額に訂正して使用許可の変更を行った。 2) 平成23年度末に支払が完了している物品(遠心分離器)の修理代金について、所屬内連絡等の不徹底から、二度の物品修繕要求、納品、検査が行われた上で二重払いとなっていた。 3) 自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため誤りがあり、過大に徴収されていた。 なお、当該事案については既に問い合わせ処理がなされた。
監査対象所属	福祉保健部 食肉衛生検査所	
監査対象期間	平成23年10月～平成24年9月	
監査実施日	平成24年1月2日、平成25年1月23日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
(指導事項) 1件 (給与1)	1) あすき回数券を使用した旅費の算定に一部誤りがあり、過払いとなっていた。	1) 旅行経路選択は、最も安い金額の経路を選択することを改めて職員に周知徹底するとともに、県外旅行の場合には、旅費シグムの経路確認で必ず「あすき回数券」使用時の比較を行い、比較表をPDF化し、旅費申請書に添付するよう指示した。 旅費申請時に経路選択の確認を徹底し、復命時及び旅費支出時には再度、経路等の確認を行い、適正な事務処理に努めていく。
監査対象所属	福祉保健部 動物愛護指導センター	
監査対象期間	平成23年10月～平成24年9月	
監査実施日	平成24年1月13日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
(指導事項) 2件 (支出1、契約1)	1) NHK放送受信料について、財務規則第71条第1項に定める資金前渡ができる経費に該当しないにも関わらず、公共料金等資金前渡職員口座を使用して自動口座振替を行っていた。 2) 単価契約である物品購入(HPガス)において、違約金を規定する条項が、「委託料の100分の10に相当する金額」と記載されており、契約内容と合致していなかった。	1) NHK放送受信料について、平成25年4月以降の支払方法を「解付書払い」とする変更届出を行ったところであり、今後は財務規則に則った適正な執行に努めた。 2) 契約書について、今後は違約金に関する条項を契約内容と合致させると共に、契約書の各条項の確認を徹底し、財務に關する事務の適正な執行に努める。
監査対象所属	森林環境部 森林総合研究所	
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月	
監査実施日	平成24年10月12日、11月22日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
(指導事項) 3件 (契約1、支出1、財産1)	1) 一般廃棄物回収・処理業務委託契約において、可燃ゴミの処理業務については、処理重量に応じた単価契約となっているが、契約書に予定期量の記載がなかった。 2) 平成23年度末に支払が完了している物品(遠心分離器)の修理代金について、所屬内連絡等の不徹底から、二度の物品修繕要求、納品、検査が行われた上で二重払いとなっていた。 3) 働務時間の割り振りにより、4時間の勤務が割り振られた週休日に行ったり4時間を超える勤務に対する時間外勤務手当の算出の際、1時間あたりの給与額に乗ずる支給割合を135/100として計算していたが、正しくは125/100であり、過払いとなっていた。	1) 今後、可燃ゴミの処理業務等の単価契約について、予定期量の記載漏れがないよう一層留意して契約業務を行う。 2) 今後、物品要求、物品修繕要求において所屬内の連絡不徹底等が起こらないよう、取扱・検査を関係職員が連携した体制で行う。 3) 働務時間の割り振りに対し、再計算を行い平成24年10月24日に差額19円の調定を行い、平成24年11月12日に収納された。 今後は、子メーカーの確認数値を計算表に小数まで表示し確認する。
監査対象所属	産業労働部 山梨県工業技術センター(ワインセンター)	
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月	
監査実施日	平成24年10月23日、11月28日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
(指導事項) 2件 (契約1、支出1)		
監査対象所属	森林環境部 環境科学研究所	

いた。

1) 平成 24 年度の事業用機器賃借契約において、予定価格調書の作成を省略していたが、支食負担行為同様に「限度額を予定価格とする」旨の記載がないものがあった。

2) 研修の参加経費について、資金前渡で支出していたが、支払日を指定しておらず、支払予定期の 1 月以上前に資金前渡職員口座に振替支出しているものがあった。資金の交付時期については、資金の保管期間が長期間とならないようする必要がある。

1) 支出負担行為同様に「限度額を予定価格とする」旨の記載がないものについては、直ちにその旨の記載を行なった。今後は、担当者の支出負担行為同様に作成時の確認と決裁過程での確認を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう努めていく。

2) 指導以後は研修開催日の 2 日前を支払日に設定して支出している。引き続いて、支出命令書の確認時に支払日の設定漏れがないよう決裁過程での確認を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう努めていく。

監査対象所属	産業労働部 宝石美術専門学校
監査対象期間	平成 23 年 8 月～平成 24 年 7 月
監査実施日	平成 24 年 10 月 30 日、11 月 27 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 2 件 (収入 1、財産 1)	
1) 貸料	1) 平成 25 年 3 月 11 日に収入となつた。
平成 24 年度分 先数 1 件 195,000 円	2) 現在、公有財産台帳においては、土地明細における土地価格の表記及び、建物価格に権利交換に伴う価格改定が反映されており、正しい積算がされていることを確認した。
2) 自動販売機の設置を目的とした行政財産貸借契約の一括競争入札の予定価格算定において、土地価格が含まれておらず、また権利変換に伴う改定について所管課との確認がなされず、予定価格の積算が過小となつていった。	

監査対象所属	産業労働部 産業技術短期大学校
監査対象期間	平成 23 年 9 月～平成 24 年 7 月
監査実施日	平成 24 年 10 月 30 日、11 月 28 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 3 件 (収入 2、財産 1)	
1) 収入について、次のとおり収入未済があつた。	1) 過年度分のうち、訪問、催告などにより655,000 円を回収し、平成 24 年度末の収入未済は 1,552,950 円となつていて。また、予備監査時点での平成 24 年度分の未収金195,000 円は全額回収済である。
平成 24 年度分 195,000 円	今後も定期的な訪問や文書による催告を行ない、未収金の回収に努める。
合計 先数 6 件 2,227,950 円	2) 授業料に係る収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発付が遅延しているものがあつた。
2) 授業料に係る収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に規定されているとおり、納期限後 20 日以内に発付した。今後についても遅延のないように努める。	3) 自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため誤りがあり、過大に徴収して

監査対象所属	産業労働部 岐南高等技術専門校
監査対象期間	平成 23 年 10 月～平成 24 年 9 月
監査実施日	平成 24 年 12 月 7 日、平成 25 年 1 月 22 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 1 件 (財産 1)	
1) 自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料申請にあたって、連帯保証人を繳していないものがあった。	1) 行政財産使用許可の効力が現に存続しがつ、指導に該当する 2 業者につき申請書の連帯保証人欄に追記入をさせることにより措置をした。

監査対象所属	産業労働部 就業支援センター
監査対象期間	平成 23 年 8 月～平成 24 年 9 月
監査実施日	平成 24 年 12 月 13 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 1 件 (契約 1)	
1) 契約書において、違約金を規定する条項が当該契約と合致していないものがあつた。	1) 契約時的内容確認が不十分であったため、今後はチェックリストにより厳正に本文内容まで確認する事とし、契約書については訂正を行なつた。
① 単価契約であるにもかかわらず「契約金額の 100 分の 10 に相当する金額」と記載されている。(廃棄物処理業務委託契約書)	2) 契約を受けた後、速やかに「早い入伺い」を完成し、調整額を返還した。
② 貨貸借契約であるにもかかわらず「売買代金の 100 分の 10 に相当する金額」と記載されている。(ファクシミリ貨貸借契約書)	今後は、旅費請求の一件ごとのチェックをより厳密に行なう。

監査対象所属	観光部 大阪事務所
監査対象期間	平成 23 年 1 月～平成 24 年 1 月
監査実施日	平成 25 年 1 月 18 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 1 件 (支出 1)	
1) 防火・防災管理新規講習受講料の資金前渡	1) 山梨県財務規則第 72 条に基づき資金前渡

の精算について、10月23日に支出が完了して いるにもかかわらず、予備監査日現在精算が行 なつていなかった。	の精算処理を行なった。 今後は、前渡資金支払事務の終了後、5 日以内に精算することを徹底する。
--	---

監査対象所属 農政部 水産技術センター（忍野支所）	監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月
監査実施日 平成24年10月16日、11月13日	監査の結果 講じた措置（又は今後の方針等）

（指導事項）1件（財産1） 1) 取得用地に未登記のものがあった。	（指導事項）1件（財産1） 1) 水産技術センター敷地は、昭和47年前後に魚苗センター用地として約300筆を買収した。
過年度分 5筆	平成23年度、「取用裁決手続開始」登記を法務局と協議の上、4筆抹消し、現在確認している未登記は、5筆349m ² となった。

（指導事項）1件（財産1） 1) 会議に要する経費として支出した前渡資金について、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。	（指導事項）1件（財産1） 1) 变則勤務の特例職場であるため、会議出張、勤務を要しない日、土日が続くと5日以内の精算が厳しい場合があるが、今後は、買収から40年ほどが経過し、平成6年に買収土地は国土調査による地籍変更、合算などが行なわれている。また、買収契約者も故人となり、未登記土地には世代を代えて権利関係が複雑になっているのが現状である。
監査対象所属 農政部 総合農業技術センター（病害虫防除所）	監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月

監査対象所属 農政部 農業試験場
監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月

監査対象所属 農政部 農業試験場
監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月

（指導事項）1件（財産1） 1) 行政財産の使用許可に伴う必要経費（理容室の水道料）を徴収していなかった。	（指導事項）1件（財産1） 1) 行政財産使用料条例に基づき、水道料の徴収を速やかに行なった。
（指導事項）2件（財産1） 1) 職員宿舎光配線建物引込に係る行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため誤りがあり、過大に徴収していた。	（指導事項）2件（財産1） 1) 改定後の価格で算定をやり直し、過徴収徴収を速やかに行なった。 2) 改定後の価格で算定をやり直し、過徴収徴収を速やかに行なった。その後は、旅費の追加に要する経費として差額相当分のみを支給し、夕食代及び朝食代に相当する経費が不算定であり、支給不足となっていた。

監査対象所属 農政部 農業試験場
監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月

監査対象所属 農政部 農業試験場
監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月

（指導事項）3件（物品1、契約1、支出し1） 1) 売却した生産物である概要について、財務規則第148条に基づく生産物報告書及び生産物売却調書が作成され	（指導事項）3件（物品1、契約1、支出し1） 1) 財務規則に則り生産物報告書及び生産物売却調書を作成した。 2) 取替工事により取得した工作物（グランドフェンス）について、公有財産取扱規則第54条第2項に基づく移動報告書が提出され認後の報告と併せて移動報告書を提出し
監査対象所属 農政部 農業試験場	監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月

（指導事項）3件（物品1、契約1、支出し1） 1) 売却した生産物である概要について、財務規則第148条に基づく生産物報告書及び生産物売却調書が作成され	（指導事項）3件（物品1、契約1、支出し1） 1) 目的とした行政財産の貯蔵契約において、契約保証金の免除条項に該当しないにもかかわらず、一般競争入札の際に契約保証金を免除として公告し、そのため契約保証金を微削していなかった。
監査対象所属 農政部 農業試験場	監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月

（指導事項）3件（物品1、契約1、支出し1） 1) 売却した生産物である概要について、財務規則第148条に基づく生産物報告書及び生産物売却調書が作成され	（指導事項）3件（物品1、契約1、支出し1） 1) 次回募集時には、このようないいよう、適切な記載を行って公告する。
監査対象所属 農政部 農業試験場	監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月

（指導事項）3件（物品1、契約1、支出し1） 1) 売却した生産物である概要について、財務規則第148条に基づく生産物報告書及び生産物売却調書が作成され	（指導事項）3件（物品1、契約1、支出し1） 1) 目的とした行政財産の貯蔵契約において、契約保証金の免除条項に該当しないにもかかわらず、一般競争入札の際に契約保証金を免除として公告し、そのため契約保証金を微削していなかった。
監査対象所属 農政部 農業試験場	監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月

（指導事項）3件（物品1、契約1、支出し1） 1) 売却した生産物である概要について、財務規則第148条に基づく生産物報告書及び生産物売却調書が作成され	（指導事項）3件（物品1、契約1、支出し1） 1) 備品（ユビキタス制御装置一式）の購入において、契約金額が150万円を超えていたが、契約書の作成を省略し譲書を繳していった。
監査対象所属 農政部 農業試験場	監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月

（指導事項）3件（物品1、契約1、支出し1） 1) 売却した生産物である概要について、財務規則第148条に基づく生産物報告書及び生産物売却調書が作成され	（指導事項）3件（物品1、契約1、支出し1） 1) 調書を作成し事務処理を行う。
監査対象所属 農政部 農業試験場	監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月

（指導事項）3件（物品1、契約1、支出し1） 1) 売却した生産物である概要について、財務規則第148条に基づく生産物報告書及び生産物売却調書が作成され	（指導事項）3件（物品1、契約1、支出し1） 1) 備品（ユビキタス制御装置一式）の購入において、契約金額が150万円を超えていたが、契約書の作成を省略し譲書を繳していった。
監査対象所属 農政部 農業試験場	監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月

いなかった。使用不能のため保管しているアログレーベについて、財務規則第159条に規定する返納の手続きがなされていなかった。

た。
3) 平成24年10月19日付で物品返納処理を行なった。

金条項が設けられていなかった。
4) 郵便切手類受払簿について、記載誤りのため予備監査日現在の残高と現品が一致していないかった。

③契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。
4) 郵便切手類受払簿について、記載誤りについて、速やかに訂正を行い、残高と現品は一致している。
今後は、複数人での郵便切手類受払簿及び現品の確認を行う。

監査対象所属	県土整備部 中部横断自動車道推進事務所
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月
監査実施日	平成24年10月5日、11月8日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 3件 (給与1、財産2)	<p>1) 月60時間超の時間外勤務に係る実績の人事給与システムへの入力において、支給割合の区分を誤り(150/100で入力すべきところを125/100で入力)、時間外勤務手当を過小に支給していたものがあった。</p> <p>2) 取得用地に未登記があった。</p> <p>3) 電気通信施設設置による行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超えている場合は、許可指令書に使用料の改定について規定することになっているが、規定していなかった。</p>
監査対象所属	県土整備部 新潟県・西関東道路建設事務所
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月
監査実施日	平成24年10月3日～5日、11月21日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項)	
4件 (支出1、財産1、契約1、物品1)	<p>1) 液結防止剤購入(単価契約)において、不適切な事務処理があった。</p> <p>①支出負担行為同いの限度額の算定基礎である積算単価と予定価格調書の積算額とが相違していた。</p> <p>②支出負担行為同いに、物品の受払いを通知する旨の表記及び物品出納員の決裁がなかった。</p>
(指導事項) 3件 (給与1、財産2)	<p>1) ①については、今後は今まで以上に内容確認を行い、適切な事務処理を行う。</p> <p>②については、支出負担行為への表記及び物品出納員の決裁を得た。</p> <p>今後は、財務規則、各通知等に則って適切な事務処理を行う。</p>
監査対象所属	県土整備部 荒川ダム管理事務所
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月
監査実施日	平成24年10月10日、11月13日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (工事1)	<p>1) 荒川ダム管理設備点検業務委託において、請負代金の変更に係る工事打合せ簿に所属長の決裁がないものがあった。</p>
監査対象所属	県土整備部 大門・塩川ダム管理事務所
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月
監査実施日	平成24年10月11日、11月14日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (財産1)	<p>1) 行政財産使用許可により、使用を許可した財産及び借受財産について、公有財産事務取扱規則に基づく移動報告書が提出されていないものがあった。</p>
(指導事項) 2件 (財産1)	<p>1) 使用許可期間が更新されていなかった下記の件について、移動報告書を作成した。 また、移動報告書が未提出だった恩賜県、有財産などの借り受けている土地(8件)については、登記簿・公団で確認を行い、借受財産移動報告書を作成し、所管課へ提出した。 その後、公有財産台帳が更新されていることを確認した。</p>

(指導事項) 1件 (財産1)	<p>③契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。 4) 郵便切手類受払簿について、記載誤りについて、速やかに訂正を行い、残高と現品は一致している。 今後は、複数人での郵便切手類受払簿及び現品の確認を行う。</p>
監査対象所属	県土整備部 広瀬・琴川ダム管理事務所
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月
監査実施日	平成24年10月2日、10月30日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (工事1)	<p>1) 平成24年11月16日例月給与支給時に、過少支給していた給与差額分を支給した。</p> <p>2) 平成25年2月4日付で、全て登記を完了した。</p> <p>3) 平成24年11月12日付で、電気通信施設設置の各社に変更許可指令書を交付し、同日付けで変更に対する請書の提出を受けた。</p>
監査対象所属	県土整備部 荒川ダム管理事務所
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月
監査実施日	平成24年10月10日、11月13日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (工事1)	<p>1) 監査以後の対応・今後の処理方針 2) おそれがある場合の契約の打ち切りを行つて、この際に書面で行うべき通知がされないなかつた。</p> <p>また、この契約打切りに係る工事打合せ簿が所属長まで決裁されていなかつた。</p>
監査対象所属	県土整備部 大門・塩川ダム管理事務所
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月
監査実施日	平成24年10月11日、11月14日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (財産1)	<p>1) 請負代金変更に係る打合せ簿の所属長の決裁については、起案者及び決裁過程において決裁箇所数を記入した付箋を使用することにより確認し、チェックを厳重に行い、再発防止に努める。</p>

監査対象所属	県土整備部 深城ダム管理事務所
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月
監査実施日	平成24年10月2日、12月20日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 1件 (契約1)	1) 深城ダム公園植被管理業務委託他2件の予定価格調書について、契約担当者の認印がなかった。 2) 再発防止策として、委託・工事で使用している事務所独自のチェックリスト表のチェック項目〔『予定価格調書』〕内容欄に確認内容の追加を行った。
監査対象所属	県土整備部 流域下水道事務所
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月
監査実施日	平成24年10月15日～17日、11月21日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 1件 (財産1)	1) 電気通信施設設置に係る行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超えている場合は、許可指令書に使用料の改定について規定することになつていて、規定していなかつた。
監査対象所属	中北教育事務所
監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月
監査実施日	平成24年11月6日、12月26日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 1件 (給与1)	1) 下記の管内5中小学校において、教育職員の現金支給に係る給与が各学校の給与資金前渡職員口座に滞留し、現金支給が遅延していたものがあった。
(5校合計 772,740円)	1) 管内5中小学校に、給与資金前渡口座の適正な取扱いを通知し、チエック表の作成を依頼した。 また、給与資金前渡口座に給与が支給される事例について研修会を開催し周知を図った。
南アルプス市立白根原小学校 南アルプス市立大明小学校 甲斐市立田富小学校 中央市立田富中学校 北杜市立秋田小学校	今後も、チエック表の作成を継続することとし、併せてメールや研修会等を通じて、注意喚起することにより、給与資金前渡口座の適正な取扱いを図る。
（指導事項） 2件 (収入1、給与1)	1) 下記の管内3小学校の給与資金前渡職員口座に利息が発生したが、小学校での通帳記帳及び教育事務所への連絡が遅れたため、利息の調定が遅延していた。 南アルプス市立落合小学校 甲斐市立竜王小学校 北杜市立秋田小学校
監査対象所属	県東教育事務所
監査対象期間	平成23年9月～平成24年10月
監査実施日	平成25年1月17日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 1件 (給与1)	1) 非常勤の教育職員の通勤手当に相当する額は、月15,000円が支給限度であるが、はぐくみプラン非常勤講師について、当該限度額を超えて支出しているものがあった。
（超過額 108,191円）	1) 変更許可指令書の交付により、使用料の改定に係る条項を追加規定した。今後は、行政財産使用料等の算定に係る通達に基づき、適正な事務処理を行う。

監査対象所属	県南教育事務所
監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月
監査実施日	平成24年11月13日、12月21日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 1件 (物品1)	1) トナーカートリッジ他1件の購入契約において、物品要求書の限度額（予定価格）を上回る金額で契約し、支払を行なっていた。
監査対象所属	図書館
監査対象期間	平成23年9月～平成24年9月
監査実施日	平成24年12月20日、平成25年1月30日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 3件 (財産2、物品1)	1) 管内5中小学校に、給与資金前渡口座の適正な取扱いを通知し、チエック表の作成を依頼した。 また、給与資金前渡口座に給与が支給される事例について研修会を開催し周知を図った。
（指導事項） 3件 (財産2、物品1)	1) 電柱設置他を目的とする行政財産使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項の規定に基づき移動報告書が提出されていないかった。 2) 自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料に算定誤りがあり、過大に徴収していた。 また、電柱設に係る行政財産使用料の調定が遅延していた。 3) 図書等の管理において不明・未返却図書が次のとおり認められた。 ①不明資料 ・BDSゲート（不正持ち出し防止装置）を設置し不正持ち出しの防止を図る。

平成 23 年度 151 点 合計 530 点	※ 平成 24 年度について、新図書館業務システム移行に伴い調査中。
②未返却資料	平成 21 年度 4 点 平成 22 年度 21 点 平成 23 年度 14 点 平成 24 年度 2,853 点 合計 2,892 点
※ 平成 24 年度については、貸出図書件数の大幅な増加のため。	・利用者登録の際、返却期限の厳守をお願いしている。 ・貸出の際、返却日を明記した期日票を貸出資料に添付し、返却期限の厳守をお願いしている。 ・返却期限が過ぎても返却されない場合は、館内規程に基づき、電話・はがきによる督促を行い、回収に努めている。 ・「山梨県立図書館利用規約」に基づき、督促したにもかかわらず、資料の返却を怠ったときは、館外利用等の停止措置をとり、再発防止を図っている。
監査対象所属	美術館
監査対象期間	平成 23 年 9 月～平成 24 年 8 月
監査実施日	平成 24 年 1 月 8 日、12 月 26 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 3 件	（支出 1、契約 1、物品 1） （支出 1、契約 1、物品 1） （支出 1、契約 1、物品 1）
1) 立替払いした有料道路通行料について、財務規則第 80 条第 2 項の規定による請求を行なわず、後日支出した前渡資金により精算していた。	1) 年度当初に繁忙を極める中、急な出張で高速道路を使用しなければならず、資金前渡の実情が間に合わなかったことが原因であった。 今後、このようなことがないように適正に事務処理を行う。
2) 平成 24 年度の展覧会等委託契約において、予定価格調書の作成を省略していたが、支出負担行為に「限度額を予定価格とする」旨の記載がないものがあった。	2) 早急に追記した。今後はこのようなことがないよう�数回入でチェックを行い適切に処理を行う。
3) 寄附物品（寄贈図書）の受入について、財務規則第 147 条第 4 項に規定する出納通知が行われていなかった。	3) 寄贈された図書や、他の美術館等から送られてくる図書等、過去から登録されていないことが判明したため、現在、受け入れ状況の調査中であり、館として適切に対応する。

監査対象所属	考古博物館（埋蔵文化財センター）
監査対象期間	平成 23 年 10 月～平成 24 年 9 月
監査実施日	平成 24 年 12 月 5 日、平成 25 年 1 月 18 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 3 件	（給与 1、支出 1、物品 1） （給与 1、支出 1、物品 1） （給与 1、支出 1、物品 1）
1) 住居手当の認定に当たり、住宅賃貸借契約書の家賃の欄に「共益費込」、「駐車場込」等の記載があるにもかかわらず、家賃のみの額についての確認が行われていないものがあつた。	1) 住居手当の認定簿に当たり、住宅賃貸借契約書の家賃の欄に「共益費込」、「駐車場込」等の記載があるにもかかわらず、家賃のみの額についての確認が行われていないものがあつた。 今後、このようなことがないように適正に事務処理を行う。
2) 岐北収蔵庫に係る水道使用料について、納期限を過ぎて支出しているものがあつた。	2) 岐北収蔵庫に係る水道使用料について、納期限を過ぎて支出しているものがあつた。 今後は適正な事務処理に努める。
3) 郵便切手類受払簿の引継ぎにおいて、財務規則第 264 条第 2 項に規定する帳簿末尾余白への年月日の記載並びに前任者及び後任者の記名押印がなされていなかった。	3) 郵便切手類受払簿の引継ぎにおいて、財務規則第 264 条第 2 項に規定する帳簿末尾余白への年月日の記載並びに前任者及び後任者の記名押印がなされていなかった。 付された回数等、過去から登録されていないことが判明したため、現在、受け入れ状況の調査中であり、館として適切に対応する。
監査対象所属	学術文化財調査及び所属（美術館、博物館、考古博物館）に対する意見
監査対象期間	各所属ごと別途記載
監査実施日	各所属ごと別途記載
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（意見） 1 件	（収入 1）
監査対象所属	美術館、博物館及び考古博物館（以下「美術館等」という。）において、県（美術館等）と県以外の団体等を構成員とする実行委員会が、特別展を開催し、観覧者から料金を徴収していった。
監査対象期間	平成 23 年 9 月～平成 24 年 8 月
監査実施日	平成 24 年 1 月 21 日、平成 25 年 1 月 16 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項） 4 件	（物品 1、給与 2、支出 1）
1) 郵便切手類受払簿について、リーフレット・チラシ等の発送用郵便切手及び平成 24 年 3 月	1) 記載漏れを修正した。平成 25 年度から様式が変更になることから、これに基づき

会の口座に保管・管理されていた。負担金の精算額及び徴収した料金については、各構成員の負担割合に応じて配分され、各構成員に払い込まれていた。
実行委員会から構成員としての県への払込金については、使用料として県の歳入していた。
1) 実行委員会による公の施設の使用について 実行委員会が開催する特別展において、実行委員会は美術館等の展示施設を使用していたが、これは県以外の団体による公の施設の使用にあたる。
実行委員会が特別展を開催するにあたり、美術館等の展示施設の使用手続きが行われていなかつた。
実行委員会による美術館等の施設を使用した特別展の開催にあたり、施設の使用に関する手続きを適正に行う必要がある。
2) 指定管理者による実行委員会の料金の徴収事務について 実行委員会等が開催する（実行委員会が開催する場合を除く。）常設展や特別展において、観覧者から、美術館等の設置及び管理条例（以下「条例」という）に基づく観覧料を徴収し、使用料として県の歳入にしている。
このうち美術館においては、実行委員会の料金の徴収事務と条例に基づく観覧料の徴収事務を同一の指定管理者が行っていた。
各徴収事務の区分を明確にするため、徴収事務に関する取り決め等を行う必要がある。
3) 実行委員会の料金の払込期限について 実行委員会の料金については、覚書等において取扱方法等は規定されているものの、県の口座への払込期限に関する規定がなく、長期間にわたり実行委員会の口座に滞留しているものがあつた。
実行委員会から県への払込金については、覚書等において県に支出することが規定されていることから、払込期限について定める必要がある。
4) 実行委員会からの払込金の歳入科目について 実行委員会からの払込金を使用料として県の歳入にしているが、公の施設を利用する者からの対価として徴収する使用料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとされている。
実行委員会からの払込金については、条例で定められた使用料でないため、歳入科目について検討する必要がある。

監査対象所属	文部省
監査対象期間	平成23年9月～平成24年8月
監査実施日	平成24年11月8日、12月26日
監査の結果	
講じた措置（又は今後の方針等）	

(指導事項) 1件（契約1）
1) 文獻検索システムに入力する書誌情報の作成に係る業務委託契約2件について、契約書が作成されないまま委託業務が行なわれていた。

今後、府内関係各課と協議したうえで、施設の使用についての手続きに関して整理し適正な事務処理に努める。

1) 実行委員会による公の施設の使用について
今後、府内関係各課と協議したうえで、施設の使用についての手続きに関して整理し適正な事務処理に努める。

1) 実行委員会による公の施設の使用に
ついて
今後、府内関係各課と協議したうえで、施設の使用についての手続きに関して整理し適正な事務処理に努める。

1) 文獻検索システムへの入力において、支給割合の区分を誤り（150/100で入力すべきところを125/100で入力）、時間外勤務手当を過小に支給していたものがあった。

2) 貸借物品であるノートパソコンについて、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書及び払出調書が作成されていなかった。

1) 福利給与課長と協議をし、承認されたので、12月の給与で対応した。
今後はこのようなことがないように、時間外集計担当者及び各課長により複数人で確認を行う。

2) 今後は、事務手続きに遺漏のないよう適切に処理を行う。

監査対象所属	北杜高等学校
監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月
監査実施日	平成24年11月9日、平成25年1月8日
監査の結果	
(指導事項) 2件（収入1、給与1）	

(指導事項) 2件（収入1、給与1）
1) 自動販売機の設置を目的とした県有財産貸付料について、収入科目が「家屋賃付料（自動販売機）」ではなく、「その他行政財産使用料」になつていた。

2) 入試前日の宿直勤務（試験問題保管業務）について、宿日直手当が支給されていなかった。

3) 実行委員会の料金の払込期限について
今後、実行委員会と各館との間での覚書等において、払込期限について定める。

1) 科目の誤りについては更正を行った。今後科目を誤らないよう経理関係の書類だけでなく行政財産貸付料の書類にも収入科目を明記した。

2) 支出されていなかった手当については補利給と課に協議し支出した。今後支出漏れのないよう職員会議で教員に特種勤務実績簿の提出について周知徹底した。
また、給与担当の引き継ぎ書にも年に1～2回程度しが該当がなく特に確認が必要な手当名を明記した。

監査対象所属	非認工農高等学校
監査対象期間	平成23年9月～平成24年10月
監査実施日	平成25年1月11日
監査の結果	
(指導事項) 3件（収入1、給与2）	

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
1) 授業料 平成20年度分 先駆1件 39,600円について、3月25日現在も未納となつている。電話・通知・家庭訪問等を行うことにより、引き続き納入を呼びかけていく。

2) 扶養手当において、支給開始時期の認定に誤り、福利給与課に過年度処理の対応を依頼し、

りがあり、支給不足となっていた。

3) 遠距離より自動車と鉄道利用で通勤する旨の

届出を行なった職員の通勤手当について、通勤

手当に関する規則第5条の規定による届出に係る事実を確認するための定期券等による交

通機関の利用実態確認を全く行なわないまま

通勤手当の支給を開始し、平成24年7月24日付け福利給与課長通知に基づき行なわれた

手当の隨時確認においても定期券等の提示を求める等の方法による通勤実態の確認を行なつておらず、監査日時点においても当該職員の通勤の実態について全く確認がなされないまま支給が行なわれていた。

また、定期券利用者の通勤手当認定において、通勤手当認定簿第2号様式による所属長の認定が行なわれていなかった。

監査対象所属 甲府第一高等学校
監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月
監査実施日 平成24年1月14日、平成25年1月8日

監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項）1件（支出1） 1) 関東及び全国協議会の年会費として、県内の協議会会員52校分の年会費を支出していたが、52校の中に県が会費を負担する必要のない県立学校以外の学校（4校）の会費が含まれていた。	講じた措置（又は今後の方針等） 1) 県が県立学校以外の学校の年会費を負担する機関はないため、関東地区及び全国高等学校進路指導協議会事務局と協議し、4校分の年会費合計2,400円を県に戻入した。 今後このようないくつかの無いよう、支出の根拠、目的等を十分精査し、誤りの無い事務処理をする。

監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
監査対象所属 甲府工業高等学校 監査対象期間 平成23年9月～平成24年1月11日 監査実施日 平成25年1月11日	講じた措置（又は今後の方針等） （指導事項）1件（支出1） 1) 行政財産使用許可に伴う必要経費（購買の電気料）について、平成24年2月20日から同年3月19日の使用に係る分が調定されていなかった。

監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
監査対象所属 甲府城西高等学校 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月 監査実施日 平成25年1月11日 監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等） （指導事項）1件（財産1） 1) 水道管設置を目的とする行政財産使用料の算定において、1m未溝の端数処理に誤りがあり、使用料が過小となっているものがあった。 今後、同様のミスや見落としがないようチエックを確実に行う。
監査対象所属 甲府昭和高等学校 監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月 監査実施日 平成24年11月20日、平成25年1月8日 監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等） （指導事項）1件（契約1） 1) 体育館照明器具取替工事の契約書及び校内シンターホン修繕工事の請書に、契約保証金免除条項の記載がなかった。
監査対象所属 巨摩高等学校 監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月 監査実施日 平成24年11月20日、平成25年1月10日 監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

(指導事項) 1件 (給与1)		1) 教育職員の現金支給に係る給与が給与支給日(支給されず、所属の給与資金前渡職員口座に長期間滞留していた。(合計500,000円))	
(指導事項) 1件 (収入1)		1) 自動販売機の設置を目的とした県有財産貸付料について、納入期限後に納入されていたが、貸貸借契約書第9条に基づく延滞金が調定されていなかった。	
監査対象所属	増穂商業高等学校	監査対象期間	平成23年9月～平成24年10月
監査実施日	平成25年1月11日	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 3件 (物品1、契約1、給与1)		1) 平成24年度の物品要求書において、予定期格調書の作成を省略していたが、「限度額を予定価格とする」旨の記載がないものがあった。	
2) 単価契約である契約書において、違約金を規定する条項が、「契約金額の100分の10に相当する金額」と記載されており、当該契約と合致しないものがあった。		1) 物品要求書において、「限度額を予定期格とする」旨の記載がなかったものに対して記載漏れの書類については、必要事項の記載を行い、所属内チェック時にも確認するよう徹底する。 2) 単価契約である契約書「LPガス」「灯油」について、違約金を規定する条項が、契約内容に合致していなかったため、契約業者に事情を説明し適切な内容の契約書で契約書を交わし直した。また、単価契約の契約書については、雑型、様式の内容をすべて適切な内容に訂正を行った。 3) 住居手当の認定にあたり、賃貸借契約書の「借賃及び賃貸以外に授受される金銭」の欄に「CATV込」、駐車料金付の記載があるにもかかわらず、家賃のみの額についての確認が行なわれていないものがあった。	

(指導事項) 1件 (給与1)		1) 監査での指摘を受け、平成24年11月28日延滞金の収入調定(2件)を行い、収納済みであることを確認した。	
監査対象所属	甲斐南高等学校	監査対象期間	平成23年9月～平成24年10月
監査実施日	平成25年1月11日	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 2件 (収入1、給与1)		1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 過年度分 先数10件 722,700円	
(指導事項) 1件 (給与1)		1) 時年度から所在不明者については所在調査を行い、戸別訪問での督促を行っている。 また、今年度は連帯保証人についても、督促文書送付、個別訪問及び所在調査を行っている。今後も粘り強く債務者及び連帯保証人への督促を続けていく方針である。 特に、来年度消滅時効を迎える債務者については、重点的に戸別訪問での督促を重ねていく。 2) 支給不足については、平成25年2月27日に支出済となっている。今後は、旅行臨時職員の旅行命令において命令者の決裁がなされていないもの、命令年月日が記載されていないものがあった。	
(指導事項) 1件 (給与1)		1) 直ちに確認・改定行為を行った。以後、所属長による確認・改定行為を速やかに行なう。 2) 通常、教員特殊業務手当にについては、前月の実績を翌月始めに、事務室で取りまとめ、入力している。今回も教員が予定・計画のものを提出し、事務室で入力してしまった事が原因であった。	
監査対象所属	市川高等学校	監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月
監査実施日	平成24年11月16日、平成25年1月10日	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (給与1)		1) 通常、教員特殊業務手当にについては、前月の実績を翌月始めに、事務室で取りまとめ、入力している。今回も教員が予定・計画のものを提出し、事務室で入力してしまった事が原因であつた。	
監査対象所属	日川高等学校	監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月
監査実施日	平成24年11月20日、平成25年1月10日	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (給与1)		1) 宿泊を伴う修学旅行の引率について、特殊勤務手当が支給されていなかった。(合計15人 分204,000円)	
2) 会員登録料について、会員登録料(支給日2月15日)で遅延支給を行った。(合計15人分204,000円)		1) 教育委員会福利給与課に協議の上、該当者に對し電算入力を行い、2月の例月給与(支給日2月15日)で遅延支給を行った。 今後は、担当者は学校行事等と例月処理	

内容を記載した業務計画表を作成し、必要な処理が完了しているか担当者・決算者ともチェックを行い、再発防止に努める。

2) 日直代行業務に係る委託料の支払において、出務規則第 57 条に規定されている請求書において記載すべき請求年月日のないものにより支払を行っていた。
3) 高速通行料金並びに日本数学教育学会大会参加費及び同大会講習会受講料に係る前渡資金について、財務規則第 72 条第 2 項に基づく精算する旨を明確にする。

監査対象所属	山梨高等学校
監査対象期間	平成 23 年 11 月～平成 24 年 8 月
監査実施日	平成 24 年 11 月 22 日、平成 25 年 1 月 10 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

（指導事項） 2 件（支出 1、財産 1） 1) 全国学校図書館研究大会参加費の前渡資金について、7 月 6 日に支出が完了しているにもかかわらず、予備監査日現在未精算であった。 2) 正門外灯の新設及び樹木の植替えを行っているが、公有財産事務取扱規則第 50 条第 1 項に規定する移動報告書が提出されていなかった。また、コピー機、電話、購買に係る行政財産使用許可において、公有財産事務取扱規則第 50 条第 2 項に基づく移動報告書が提出されていなかった。	1) 全国学校図書館研究大会事務局に「参加費領収書」の送付を督促し、12 月 12 日に資金前渡の精算を行った。今後は、事務終了後、直ちに資金前渡の精算を行う。 2) 平成 24 年 11 月 30 日付けで「教育厅学校施設課に「公有財産移動報告書及び行政財産貸付（使用許可）状況」を提出した。今後は、公有財産の移動や貸付内容の変更に留意し、報告もれのないように努める。
---	--

監査対象所属	塩山高等学校
監査対象期間	平成 23 年 9 月～平成 24 年 10 月
監査実施日	平成 25 年 1 月 11 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

（指導事項） 1 件（収入 1） 1) 岐入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 過年度分 先数 1 件 168,300 円	1) 収入未済については、保護者に電話連絡や家庭訪問を行い督促したが解消されていなかった。 今後も、家庭訪問などの取り組みを強化していく。 なお、平成 25 年 1 月 16 日に家庭訪問し「債務承認及び分割納付誓約書」を提出させている。
（指導事項） 2 件（財産 1、物品 1） 1) 自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため誤りがあり、過大に徴収していた。 2) 外国語指導助手へ貸付けている寝具一式について、財務規則第 161 条に規定する物品貸付調書が作成されていなかった。	1) 使用料過大徴収について精算を行った。 今後はこのようなことが無いよう、使用料の算定にあつては、十分注意し、複数の者が金額を審査する等の対策を行う。 2) 外国語指導助手寝具一式に係る物品貸付け調書について、財務規則第 161 条に基づき物品貸付調書を作成した。 今後はこのようなことが無いよう、次回の指導助手に係る寝具の購入にあつては手続きに遺漏がないよう担当者に引き継ぐ。

監査対象所属	都留高等学校
監査対象期間	平成 23 年 11 月～平成 24 年 8 月
監査実施日	平成 24 年 11 月 21 日、平成 25 年 1 月 11 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

（指導事項） 3 件（給与 1、支出 2） 1) 英語指導助手（ALT）に支給する報酬において、「報酬額を予定価格」と「支給額」の差額を「支給額相当分」に算入して、支給しているが、この計算により増額される報酬額相当分についても、月額報酬に加算して支給していた。	1) 平成 24 年 12 月 5 日付の高校教育課長通知「ALT の雇用保険料の取扱いについて」に基づき、わい入の処理を行った。 平成 24 年 12 月分の報酬からは適正に報酬が支給されているが、この計算により増額される報酬額相当分についても、月額報酬に加算して支給していた。
（指導事項） 2 件（契約 1、財産 1） 1) 平成 24 年度の印刷機保守契約において、予定価格調書の作成を省略していたが、支出負担行為において、「限度額を予定価格とする」旨の記載がなかった。 2) 取得用地に未登記のものがあった。	1) 支出負担行為において、「限度額を予定価格とする」旨の記載を行った。 今後は、複数者により、記載内容のチェックを徹底し、記載漏れの無いようにする。 2) 取得用地に未登記については、主管して

過年度分 5筆	いる学校施設課と協議し、各村工業高等學校との統合と併せ学校施設課で対応している。
監査対象所属	吉田高等学校
監査対象期間	平成23年9月～平成24年10月
監査実施日	平成25年1月11日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項）2件（収入1、財産1）	1) 電柱設置を目的とした行政財産使用料について、平成23年度分及び平成24年度分が調定されていなかった。 2) 公衆電話及び有料コピー機設置を目的とした行政財産使用料について、価格改定前の公有财产台帳価格を基に算定したため誤りがあり、過大に徴収していた。
監査対象所属	中央高等学校
監査対象期間	平成23年9月～平成24年10月
監査実施日	平成25年1月17日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項）1件（支出1）	1) 公共料金等の支払による自動口座振替において、支出命令書に記載の支出目的、支出科目と相違した支出が行なわれるなど、次のとおり不適切な事務処理があった。 同一日に口座振替される電気料金及び後納郵便料金のうち、後納郵便料金支払を目的とした前渡資金が支払手続の遅れにより、振替日までに口座に入金されていなかった。 このため、振替日において、電気料金支払を目的として口座に入金した前渡資金から後納郵便料金が口座振替された。この結果、電気料金として口座に入金した前渡資金で後納郵便料金の支払が行なわれていた。 また、電気料金については、残高不足となり口座振替が行なわれず支払遅延となっていた。 振替不能となった電気料金の支払にあたり、後納郵便料金を目的としてあらためて口座に入金した前渡資金と口座に残っていた電気料金支払を目的とした前渡資金とを口座から引き出し、あわせて現金により電気料金の支
監査対象所属	こう学校
監査対象期間	平成23年9月～平成24年10月
監査実施日	平成25年1月17日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項）4件（収入1、支出1、契約2）	1) 電話料及び公衆電話の設置を目的とした行政財産使用料の調定が遅延していた。 2) 駐便切手購入代金の支払が遅延していた。
監査対象所属	甲府支援学校
監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月
監査実施日	平成24年1月29日、平成25年1月28日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項）1件（契約1）	1) 通学バス運行委託契約において、契約書第8条の規定による運転管理者及び整備管理者の選任届出が行なわれていなかった。

私を行なっていた。この結果、後納郵便料金を目的として口座に入金された前渡資金で電気料金（一部）の支払が行なわれていた。さらに、現金により支払を行なった電気料金について、支払完了後に前渡資金精算書による精算が行なわれていなかった。

1) 校舎改築工事に伴う工事用水道使用料金の業者負担金について、調定が遅延しているもの、また、平成23年度分を平成24年度に調定を行なっているものがあった。
2) 平成24年度の支出負担行為同いにおいて、予定価格開示の作成を省略していたが、「限度額を予定価格とする」旨の記載がないものがあった。

1) 指導のあつた点については、調定の事が発生次第至急に行うことを中心とする。
また、調定した件については、随時収入状況の確認を行う。
2) 指導以後、支出負担行為同いに「限度額を予定価格とする」旨の記載を徹底している。

1) 電柱設置を目的とした行政財産使用料について、平成23年度分及び平成24年度分の電柱設置を目的とした行政財産使用料については、平成25年2月に調定を行い納入を確認した。
今後は内部管理を徹底し再発の防止に努める。
2) 公衆電話及び有料コピー機設置を目的とした行政財産使用料について、価格改定に伴う再計算を行い、過大に徴収していた分について問い合わせにより返済した。
今後は内部でのチェックを徹底し、再発の防止に努める。

1) 今回指摘を受けた件の一番の原因は、後納郵便料金の支払遅延にある。
そのため、口座引落予定期間に間に合うよう支出命令書が作成されているかを確認するため、確認表を作成し、事務次長がチェックを行っている。
なお、支出目的と相違した支出科目により支出を行なったことについては、緊急払いをすることのみ気持ちが向いてしまい、科目変更を行うこと、また、送られてきた納付書による支払いについて前渡資金の精算を忘ってしまった。今後は、財務規則に則り適切な会計事務を行うよう徹底する。

1) 財務規則等を熟知し、チェックを確實に実行し、行政財産使用料の調定について適正な事務処理を行う。
2) 契約相手先が支払期限を指定していた場合の支払について、支払遅延防止法の解釈に誤りがあったため、今後は当該法を熟知し、チェックを確實に行い、適正な事務処理を行う。
3) 財務規則等を熟知し、チェックを確實に実行し、予定価格調書の作成が必要な場合は適正な事務処理を行う。

1) 今回指摘を受けた件の一番の原因は、後納郵便料金の支払遅延にある。
そのため、口座引落予定期間に間に合うよう支出命令書が作成されているかを確認するため、確認表を作成し、事務次長がチェックを行っている。
なお、支出目的と相違した支出科目により支出を行なったことについては、緊急払いをすることのみ気持ちが向いてしまい、科目変更を行うこと、また、送られてきた納付書による支払いについて前渡資金の精算を忘ってしまった。今後は、財務規則に則り適切な会計事務を行うよう徹底する。

1) 財務規則等を熟知し、チェックを確實に実行し、予定価格調書の作成が必要な場合は適正な事務処理を行う。
2) 契約相手先が支払期限を指定していた場合の支払について、支払遅延防止法の解釈に誤りがあったため、今後は当該法を熟知し、チェックを確實に行い、適正な事務処理を行う。
3) 財務規則等を熟知し、チェックを確實に実行し、予定価格調書の作成が必要な場合は適正な事務処理を行う。

1) 今回指摘を受けた件の一番の原因は、後納郵便料金の支払遅延にある。
そのため、口座引落予定期間に間に合うよう支出命令書が作成されているかを確認するため、確認表を作成し、事務次長がチェックを行っている。
なお、支出目的と相違した支出科目により支出を行なったことについては、緊急払いをすることのみ気持ちが向いてしまい、科目変更を行うこと、また、送られてきた納付書による支払いについて前渡資金の精算を忘ってしまった。今後は、財務規則に則り適切な会計事務を行うよう徹底する。

監査対象所属	わがば支援学校
監査対象期間	平成23年9月～平成24年10月
監査実施日	平成25年1月17日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 3件 (収入2、契約1)	
1) 賃入について、次のとおり収入未済があった。 特別支援教育就学奨励費(給食費)過払いに係る返還金 平成23年度分 先徴 3件 90,720円	<p>1) 賃入未済は、平成24年度以降の分割納付が納付されず延滞しているものがあった。 が、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状が発付されていなかった。</p> <p>2) 特別支援教育就学奨励費(給食費)過払いに係る返還金(分割分)について、分割納付期限までに納付されず延滞しているものがあった。 が、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状が発付されていなかった。</p> <p>3) 平価契約である直営業務委託契約書において、予定期量が明記されておらず、また、違約金を規定する条項が「契約金額の100分の10に相当する金額」と記載されており、契約内容と合致していなかった。</p>
監査対象所属	やまびこ支援学校
監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月
監査実施日	平成24年1月2日、平成25年1月11日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 3件 (給与1、財産1、物品1)	
1) 扶養手当及び住居手当について、支給要件を喪失した職員がいたが、所属長の認定・確認を行なわないまま支給を停止していた。	
2) 自動販売機の設置を目的とした行政財産の貸付けについて、公有財産事務取扱規則第50条第2項の規定に基づく移動報告書が提出されていなかつた。	
3) 使用不能となつた冷蔵庫を棄却していくが、財務規則第164条に基づく物品棄却調書による棄却のための手続きを行なつていなかつた。	

監査対象所属	富士吉田警察署
監査対象期間	平成23年10月～平成24年8月
監査実施日	平成24年1月2日、平成24年12月25日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件 (収入1、契約1)	
1) 平成19年度から平成22年度の宿舎入居料の算定について、延べ床面積に賃りがあり入居者が過大に徴収されていたが、監査日現在入居への返金が行なつていなかつた。	<p>1) 該当する入居者に返金を行なつた。</p>
2) 富士吉田警察署分庁舎ほか防水補修工事及び山中湖等における水上公安保安区域標識設置工事に係る請負契約書において、契約保証金を免除しているにもかかわらず違約金条項が設けられていなかつた。	<p>2) 指導後すぐに正しい工事請負契約書を作成して活用している。確實な点検及びチケット体制の強化を図り、再発防止に努めていいる。</p>

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番